



# 東京海上日動



2020年1月1日以降始期用

自動車

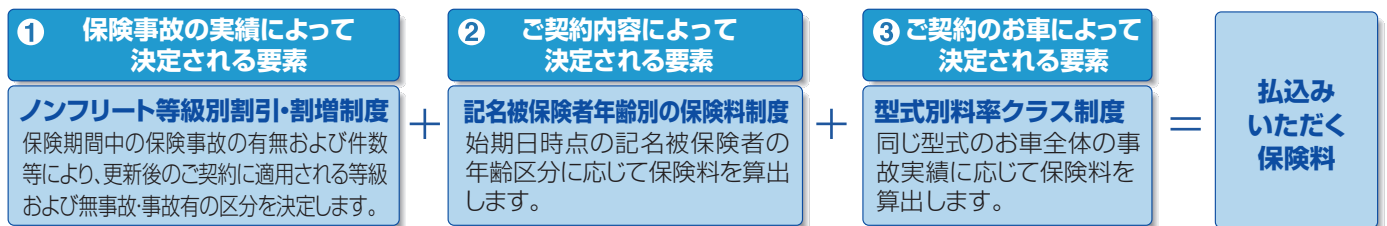
# 保険料算出のしくみ

(ノンフリート等級別割引・割増制度、記名被保険者年齢別の保険料制度、型式別料率クラス制度)

保険料算出のしくみのうち、ノンフリート等級別割引・割増制度と記名被保険者年齢別の保険料制度、型式別料率クラス制度の概要をご説明します。

## 1 保険料算出のしくみ

自動車保険の保険料は「①保険事故の実績によって決定される要素」「②ご契約内容によって決定される要素」「③ご契約のお車によって決定される要素」の3つの要素から構成されています。



なお、保険事故を起こされていないご契約者の場合でも、「②ご契約内容によって決定される要素」(記名被保険者年齢別の保険料制度)、「③ご契約のお車によって決定される要素」(型式別料率クラス制度)により、更新後のご契約の保険料が更新前のご契約の保険料より高くなる場合があります。

## 2 ノンフリート等級別割引・割増制度

ノンフリートのご契約では、「1~20等級の区分」「無事故・事故有の区分」により保険料が割引・割増される制度を採用しています。更新前の保険期間中における保険事故の有無および件数等により、更新後のご契約に適用する等級および無事故・事故有の区分を決定します(決定された等級および無事故・事故有別の割増引率を更新後のご契約に適用します。)

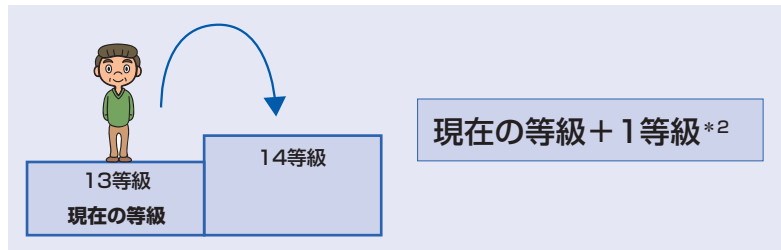
### (1) 等級の決定方法(20等級を上限、1等級を下限とします。)

原則として、更新前のご契約に適用される等級に対して、1年間保険事故がなかった場合は「1」を加え、3等級ダウン事故があった場合は1件について「3」を引き、1等級ダウン事故があった場合は1件について「1」を引き、それぞれ更新後のご契約に適用する等級を決定します。\*1\*2

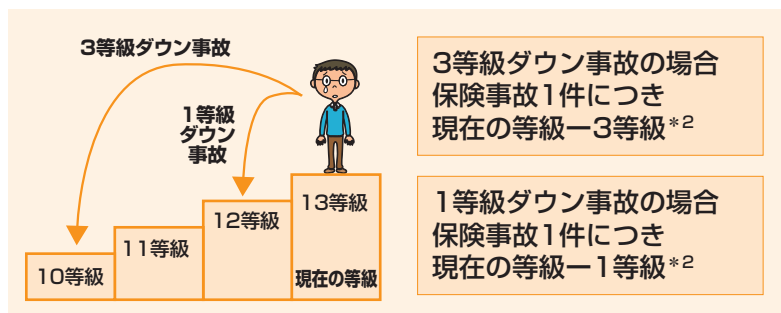
\*1 初めのご契約には6等級(S)、2台目以降のお車を新たにご契約される場合で、「複数所有新規特則」の適用条件を満たすときには7等級(S)が適用されます。  
\*2 保険期間が1年を超える長期契約や保険期間が1年未満の短期契約(ご契約者からのお申出により解約され、保険期間が1年未満となった場合を含みます。)の場合は、取扱いが異なります。

### 〈等級の決定方法〉

#### 保険事故がなかった場合



#### 保険事故があった場合



### 保険事故の種類について

保険事故とは、東京海上日動に保険金の支払責任がある事故をいい、以下の3つに区分されます。

#### 1等級ダウン事故



#### ノーカウント事故

以下にかかわる保険事故または以下の組み合わせの保険事故をいいます。

- (例)
- 対人臨時費用 ●人身傷害保険
  - 人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約
  - 弁護士費用特約(自動車事故型)
  - 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)
  - 被害者救済費用等補償特約
  - ファミリーバイク特約 ●入院時選べるアシスト特約
  - 車両搬送・応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)
  - レンタカー費用等補償特約(事故時30日)
  - 個人賠償責任補償特約 ●自転車傷害補償特約(一時金払)

#### 3等級ダウン事故

1等級ダウン事故およびノーカウント事故のいずれにも該当しない保険事故をいいます。

## (2)無事故・事故有の区分(事故有係数適用期間)の決定方法

- ①更新前の保険期間中における保険事故の有無および件数等により、更新後のご契約に適用する無事故・事故有の区分を決定します(決定された無事故・事故有別の割増引率を更新後のご契約に適用します。)
  - ②「事故有の割増引率」を適用する期間(始期日における残りの適用年数)を示すものとして、ご契約ごとに事故有係数適用期間を設定します。
  - ③事故有係数適用期間は6年を上限、0年を下限とし、1～6年のときは「事故有の割増引率」を適用します。
  - ④保険期間が1年の場合、更新後のご契約に適用される事故有係数適用期間は、以下の〈事故有係数適用期間の計算方法〉により算出します。\*1\*2
- \*1 保険期間が1年を超える長期契約や保険期間が1年未満の短期契約(ご契約者からのお申出により解約され、保険期間が1年未満になった場合を含みます。)の場合は、取扱いが異なります。
- \*2 初めてご契約される場合、事故有係数適用期間は0年となります。

### 〈事故有係数適用期間の計算方法〉

#### ●保険期間が1年の場合

$$\text{事故有係数適用期間} = \left( \text{更新前のご契約の事故有係数適用期間} - 1 \right)^{*3} + \left( \text{更新前のご契約の3等級ダウン事故件数} \times 3 + \text{更新前のご契約の1等級ダウン事故件数} \times 1 \right)$$

\*3 更新前のご契約の事故有係数適用期間が0年(事故有係数適用期間がない場合を含みます。)の場合は、「更新前のご契約の事故有係数適用期間-1」を「0」として算出します。

例:16等級、事故有係数適用期間0年のご契約(保険期間1年、始期日2020年1月1日)に3等級ダウン事故があった場合

<事故有係数適用期間>0+(1件×3+0件×1)=3年

(-:割引)

	更新前のご契約 (現在のご契約)	1年後のご契約 (2021年1月1日始期)	2年後のご契約 (2022年1月1日始期)	3年後のご契約 (2023年1月1日始期)	4年後のご契約 (2024年1月1日始期)
無事故の割増引率のご契約	16等級 -52%				16等級 -52%
事故有の割増引率のご契約	3等級 ダウン 事故 1件	13等級 -29%	14等級 -31%	15等級 -33%	
事故有係数適用期間	0年	3年	2年	1年	0年

← 事故有の割増引率が3年間適用されます。 →

※上記例において、更新後のご契約は、いずれも保険期間を1年として例示しています。

※上記例において、更新前のご契約(現在のご契約)の割増引率は2020年1月時点の割増引率を適用しています。また、1年後のご契約以降の割増引率は2020年1月時点で将来適用する予定の割増引率であり、変更となる場合があります。

※「事故有の割増引率」を適用する期間は、保険事故の種類・件数に応じて異なります。詳細はパンフレット兼重要事項説明書をご参照ください。

### ノンフリート等級別割増引率表

等級	無事故の割増引率	事故有の割増引率
20等級	-63%	-44%
19等級	-55%	-42%
18等級	-54%	-40%
17等級	-53%	-38%
16等級	-52%	-36%
15等級	-51%	-33%
14等級	-50%	-31%
13等級	-49%	-29%
12等級	-48%	-27%
11等級	-47%	-25%
10等級	-45%	-23%
9等級	-43%	-22%
8等級	-40%	-21%
7等級(F)	-30%	-20%
7等級(S)		-34%
6等級(F)		-19%
6等級(S)		+4%
5等級		-13%
4等級		-2%
3等級		+12%
2等級		+28%
1等級		+64%

※7等級(S)以下の等級は、更新前のご契約の保険事故の有無にかかわらず同一の割増引率を適用します。

※2020年1月時点の割増引率であり、将来変更となる場合があります。

( -:割引、+:割増)

## ご契約者間の保険料負担の公平性を確保することを目的として、 2012年10月にノンフリート等級別割引・割増制度を改定しました。

### 〔改定内容①〕

等級別の割増引率を保険事故の有無に応じて「無事故の割増引率」と「事故有の割増引率」の2つに分けました。

### 〈改定の背景〉

改定前のノンフリート等級別割引・割増制度では、前契約の保険事故の有無にかかわらず、同じ等級のご契約者であれば、同じ割増引率を適用していました。しかし、保険金お支払状況を比較すると、同じ等級であっても、更新前のご契約に「事故があったご契約者」と「事故がなかったご契約者」とでは大きな差がありました。

つまり、「事故があったご契約者」が本来負担すべき保険料の一部を「事故がなかったご契約者」が負担している構造にあったため、改定を行いました。

### 〔改定内容②〕

「等級すえおき事故」を廃止し、これに該当する保険事故を「1等級ダウン事故」として取り扱うことになりました。

### 〈改定の背景〉

改定前のノンフリート等級別割引・割増制度では、車両盗難、飛び石、落書き等の保険事故があった場合、更新後のご契約に適用される等級を決定するにあたり、等級をすえおき取扱いとしていました（等級すえおき事故）。

しかし、保険金お支払状況を比較すると、同じ等級であっても更新前のご契約に「等級すえおき事故があったご契約者」と「事故がなかったご契約者」とでは大きな差がありました。

つまり、「等級すえおき事故があったご契約者」が本来負担すべき保険料の一部を「事故がなかったご契約者」が負担している構造にあったため、改定を行いました。

## 3 記名被保険者年齢別の保険料制度

記名被保険者が個人で運転者の年齢条件「26歳以上補償」または「35歳以上補償\*4」を設定した場合は、記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて「30歳未満」「30歳以上40歳未満」「40歳以上50歳未満」「50歳以上60歳未満」「60歳以上65歳未満」「65歳以上70歳未満」「70歳以上75歳未満」「75歳以上」に区分して保険料を算出します。

\*4 トータルアシスト自動車保険のみ対象です。

※長期契約の場合、始期日の応日時点の記名被保険者の年齢に応じて、保険年度ごとに上記区分を適用します。

※記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて上記区分を適用します。

年齢条件区分	記名被保険者年齢区分
年齢を問わず補償	—
21歳以上補償	—
26歳以上補償	30歳未満
	30歳以上40歳未満
	40歳以上50歳未満
	50歳以上60歳未満
	60歳以上65歳未満
	65歳以上70歳未満
	70歳以上75歳未満
	75歳以上
35歳以上補償*4	30歳未満
	30歳以上40歳未満
	40歳以上50歳未満
	50歳以上60歳未満
	60歳以上65歳未満
	65歳以上70歳未満
	70歳以上75歳未満
	75歳以上



記名被保険者が個人で「26歳以上補償」または「35歳以上補償\*4」を設定した場合は、記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて区分により保険料を算出します。

例：年齢条件区分と記名被保険者年齢区分の決定

### ① 記名被保険者の設定

Aさん(55歳)を記名被保険者に設定

### ② 運転者の年齢条件の設定

最も若い息子(27歳)の年齢にあわせて、「26歳以上補償」を設定

上記①②より、それぞれ以下のとおり適用します。  
・年齢条件区分：「26歳以上補償」  
・記名被保険者年齢区分：「50歳以上60歳未満」の区分

記名被保険者年齢区分は、記名被保険者であるAさんの年齢(55歳)に応じて自動的に設定します。

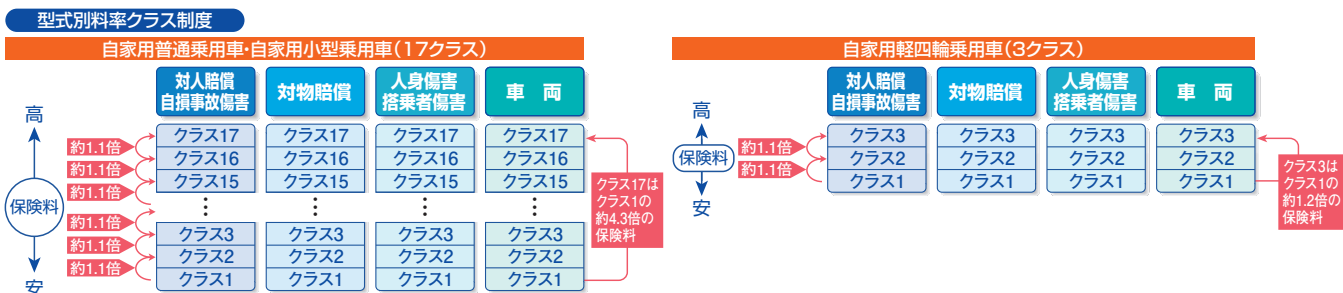
### 記名被保険者の年齢層別に保険料の差を設けているのはどうしてですか？

- 本制度の導入前は、記名被保険者の年齢にかかわらず、「26歳以上補償」、「35歳以上補償」のご契約者であれば、それぞれ同じ保険料を適用していました。
- しかし、保険金お支払状況を比較すると、同じ「26歳以上補償」、「35歳以上補償」であっても、記名被保険者の年齢により大きな差がありました。つまり、「事故が多い記名被保険者年齢層」が本来負担すべき保険料の一部を「事故が少ない記名被保険者年齢層」が負担している構造にありました。
- こうした背景のもと、記名被保険者の年齢によって保険料を区分する制度を導入し、世代間の公平な保険料負担を実現しています。

# 4 型式別料率クラス制度

## (1) 型式別料率クラス制度とは…

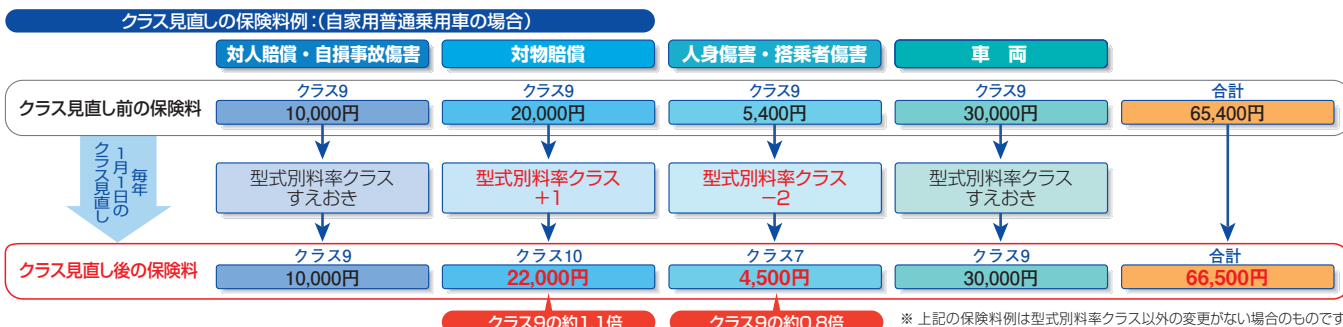
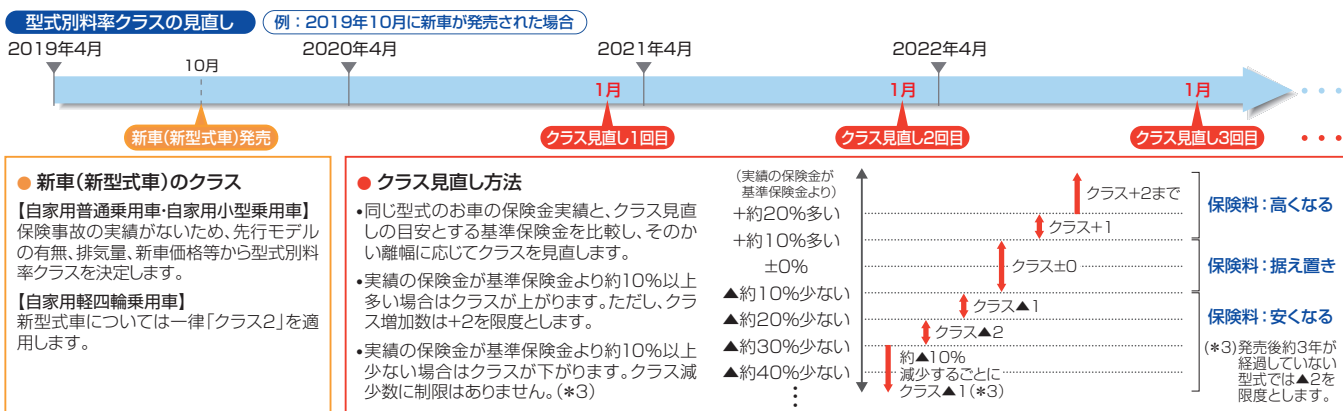
自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車には、ファミリー向けの車やスポーツ志向の車など、その利用目的やニーズに応じて多様な形状・性能の車があり、事故の際の損傷の受けやすさ等にも差異があります。そこで、保険料負担の公平化を図ることを目的として、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車では、型式\*1という細分化された集団における保険事故の実績をもとに、料率クラスを決定する「型式別料率クラス制度」を採用しています。自家用普通乗用車および自家用小型乗用車ではクラス1～17の17区分、自家用軽四輪乗用車ではクラス1～3の3区分を設けており、クラス1の保険料が最も安く、クラス数が大きくなるほど保険料が高くなります。型式別料率クラスが1つ異なると、保険料が約10%異なります。\*1 型式とは、自動車型の型を分類するために付される識別記号であり、道路運送車両法第75条に基づき国土交通大臣により指定され、自動車検査証等に記載されています。



## (2) 型式別料率クラスの決定方法と見直しについて

型式別料率クラスは、「対人賠償・自損事故傷害」「対物賠償」「人身傷害・搭乗者傷害」「車両」別に、損害保険料率算出機構\*2が決定するクラスを採用しています。損害保険料率算出機構では毎年1月1日付で型式別料率クラスを見直ししており、ご契約のお車に対する型式別料率クラスはご契約の始期日が属する年の1月1日に決定されたものを適用します。

\*2 損害保険料率算出機構は、損害保険業の健全な発展を図るとともに、お客様の利益を保護することを目的として、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された中立機関です。金融庁の監督の下、各保険会社のデータを収集し、科学的・工学的アプローチや保険数理の理論等の合理的な手法を用いて、自動車保険他の参考率を算出し、各保険会社に提供しています。損害保険料率算出機構では、「対人賠償」「対物賠償」「搭乗者傷害」「車両」の型式別料率クラスを決定しています。東京海上日動では、対人賠償責任保険および自損事故傷害特約には「対人賠償」の型式別料率クラスを適用し、人身傷害保険、搭乗者傷害特約（一時金払）および搭乗者傷害特約（日数払）には「搭乗者傷害」の型式別料率クラスを適用しています。



※このチラシは、トータルアシスト自動車保険、TAPのご契約を対象としています。  
 ※トータルアシスト自動車保険は「総合自動車保険」、TAPは「一般自動車保険」、弁護士費用特約（自動車事故型）は「弁護士費用等補償特約（自動車）」、弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）は「弁護士費用等補償特約（日常生活）」および基本条項特約（費用）、入院時選べるアシスト特約は「人身傷害諸費用補償特約」、車両搬送 応急対応（レンタカー費用等補償特約（15日）は「車両搬送 緊急時対応（レンタカー費用等補償特約）」、レンタカー費用等補償特約（事故時30日）は「レンタカー費用の補償日数等に関する特約（事故時30日限度）」、個人賠償責任補償特約は「個人賠償責任補償特約と基本条項特約（賠償）」および賠償事故解決に関する特約、自転車傷害補償特約（一時金払）は「自転車傷害補償特約（一時金払）」および基本条項特約（傷害）のペットネーム 略称です。  
 ※このチラシは、ノンフリート等級別割引・割増制度、記名被保険者年齢別の保険料制度、型式別料率クラス制度の概要を記載したものです。  
 ※なお、料率改定が実施された場合等、変更になることがあります。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。  
 ※ご契約に関する個人情報、東京海上日動プライバシーポリシーにもとづき取り扱います。詳しくは、東京海上日動のホームページをご参照ください。

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは  
 東京海上日動カスタマーセンター  
  
**0120-691-300**  
 受付時間：平日午前9時～午後8時、土日祝日午前9時～午後6時  
 （年末・年始は休業させていただきます）

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050  
 www.tokiomarine-nichido.co.jp

E26-86630 (5) 改定201909  
 0193-GJ02-12054-201907